

最終更新日：2008年6月20日

株式会社ディースリー

代表取締役社長 伊藤裕二

問合せ先：常務取締役 小寺健治 TEL:03-5428-8830

証券コード：4311

<http://www.d3i.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業の社会的責任と使命を果たすことのできる経営組織体制を整備することを念頭に置くとともに、多様に变化する経営環境に適切に対応するため、迅速かつ的確な意思決定が可能な仕組みを整備することが必要と考え、コーポレート・ガバナンスは経営上大変重要な課題と受け止めております。

また、当社では、グローバルで革新的な経営により持続的な成長を目指し、企業価値の向上を実現することによりステークホルダーと相互に発展する関係を構築・維持することを、経営の基本方針に掲げており、その実現のためにはコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠と考えております。

当社としましては、「株主権利の保護」、「株主の平等性(少数株主の保護等)の保持」、「ステークホルダーとの公正な関係の構築」、「適切な情報開示とアカウントビリティ(透明性)の向上」、「適正かつ効率的な業務執行体制と適切な経営監督体制及び企業倫理・法令遵守に関するシステムの機能」という5つの側面から、コーポレート・ガバナンスを充実出来るよう、継続的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
フィールズ株式会社	12,000	57.04
伊藤 裕二	3,600	17.11
エイチエスピーシーファンドサービスズクライアントアカウント 500 ピー	627	2.98
柿木 淳	230	1.09
GVC2 号投資事業組合	220	1.04
西川 桃子	212	1.00
岡島 信幸	141	0.67
株式会社ソロ	134	0.63
資産管理サービス信託銀行株式会社	132	0.62
株式会社タカデン	76	0.61

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	フィールズ株式会社 (上場：ジャスダック)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

「親会社の企業グループにおける当社の位置付けその他当社と親会社の関係」

フィールズ株式会社は当社株式 12,000 株 (議決権所有比率 57.1%) を所有し、当社の親会社に該当します。当社グループは、遊技機を中心とするエンターテインメント事業を営む親会社グループの中でゲーム事業を推進するグループとして位置付けられています。当社としましても親会社グループは重要な戦略パートナーであると認識しており、親会社グループと一定の協力関係を保つことが必要不可欠でありであると考えております。

なお、当社取締役のうち親会社の兼務取締役2名を選任しておりますが、その就任は経営情報の交換等を目的としており、当社グループと親会社との取引条件等は、経済的合理性に基づく一般的な取引条件となっており、当社独自の経営判断を妨げるものではなく親会社からの一定の独立性は確保されていると認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大屋 高志	他の会社の出身者	○			○			○	○	
山口 善輝	他の会社の出身者	○			○			○	○	
香山 哲	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
大屋 高志	親会社の代表取締役社長を兼務しております。	証券会社における証券アナリストとしての実績があり、当社の属するゲーム業界の動向に詳しく、経営分析・IR等の観点で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことができると考えら

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
		れるため。
山口 善輝	親会社の執行役員グループ戦略本部長を兼務しております。	他の会社での取締役としての経験があり、モバイル事業に対する優れた見識等により、当社の社外取締役として適任と考えられるため。
香山 哲	——	他の会社での取締役としての経験が豊富であるとともに、エンターテインメント業界に対する造詣が深く当社の社外取締役として適任と考えられるため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役は、毎月1回開催する定例取締役会及び随時開催する臨時取締役会に出席し、取締役相互の意見交換・相互牽制により業務執行権のある取締役の監督を適切に行っております。

なお、社外取締役は全ての取締役会に出席するよう努めておりますが、止むを得ない事情により取締役会を欠席する場合は、必要に応じて取締役会の議長である社長に対して意見表明等を行っております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は主に期末及び中間期末に会計監査人と意見交換等を行い、適切な監査を実施するよう努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は必要に応じて内部監査を担当する経営企画室と意見交換等を行い、適切な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中条 稔夫	他の会社の出身者				○					○
青木 茂宏	他の会社の出身者				○					○
金本 光博	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目
a 親会社出身である

b	その他の関係会社出身である
c	当該会社の大株主である
d	他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e	他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f	当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g	当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h	本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i	その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中条 稔夫	他社の社外監査役を兼任しております。	他の会社での監査業務の経験が豊富であり、当社の社外監査役として適任と考えられるため。
青木 茂宏	——	会計業務等に詳しく、当社の社外監査役として適任と考えられるため。
金本 光博	——	会計業務等に詳しく、当社の社外監査役として適任と考えられるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役は定例取締役会及び臨時取締役会に出席して必要に応じて取締役に対して説明を求めるなど日常的に業務監査を実施するほか、定期的開催する監査役会で監査役各自の職務の執行状況について随時報告を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容の拡大に資することを目的としてストックオプションによるインセンティブプランを実施しております。

ストックオプションの付与対象者

従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の従業員及び当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や指揮を一層高め、業容拡大に資することを目的としてストックオプションによるインセンティブプランを実施しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役と監査役に区分して報酬の総額を開示しております。なお、平成 20 年 3 月期(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)において取締役に支払った報酬の総額は 68,223 千円、監査役に支払った報酬の総額は 7,200 千円となっております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役及び社外監査役を補佐する特定の担当者はおりませんが、管理部及び経営企画室が必要に応じてサポートする体制をとっております。また、取締役会の開催に際しては事前に全ての取締役と監査役に議案を通知し、必要に応じて事前資料等を配布しております。なお、監査役会が監査役を補助すべき人員が必要と判断した場合は、一定の独立性を確保した専任の担当者を配置するよう取締役会で決議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

持株会社体制の下、当社がグループ全体の経営戦略の策定及び統括を行うとともにグループ全体のリスク管理機能を果たす体制をとっており、当社及び各事業会社において職務権限規程に基づき管理職・業務執行を担当する取締役及び取締役会が決議・決議を行っております。またその監督については、主に社外取締役3名を含む取締役会がその機能を果たしております。

監査の状況としましては、監査役及び会計監査人並びに内部監査部門により監査を実施する体制をとっております。

「会計監査の状況について」

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、川野佳範氏及び岩田亘人の2名であり、いずれも三優監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、会計士補5名であります。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化のため、集中日以外の日程で株主総会を開催しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	半期毎の決算内容及び事業戦略等の説明を行っております。
IR資料のホームページ掲載	あり	適時開示資料・決算短信・決算説明資料等を掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	IR 担当部署：経営企画室 IR 統括責任者：代表取締役社長

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	全てのステークホルダーとの関係を公正に保ち、互いに発展する関係を構築することを、経営の基本方針に掲げております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「基本的な考え方」

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に関して取締役会において以下の決議を行っており、内部統制システムの有効的かつ効率的な運用が行えるよう取り組む所存です。

「内部統制システム構築の基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)
 - (1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、周知徹底させる。
 - (2) 経営企画室担当役員をコンプライアンス担当役員に任命し、経営企画室がコンプライアンス担当部署として、コンプライアンス・プログラムを策定し、運用を推進する。
 - (3) 取締役に対してはコンプライアンス・ポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス・プログラムにおいて、コンプライアンスに対する知識を深め、意識を高める施策を導入する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

重要な意思決定及び報告に関しては、議事録を作成し、文書管理規程に従って適切に取り扱う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

リスク管理に関する詳細な事項について、新たにリスク管理規程を定め、様々なリスクに対応出来る体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)
 - (1) 社外取締役を選任し、取締役会の意思決定に対する妥当性を高める。
 - (2) 必要に応じて執行役員を選任し、取締役の職務執行が効率的に行える体制の構築に努める。
 - (3) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他取締役の職務遂行に関わる社内規程については、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう必要に応じて見直しを行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)
 - (1) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、周知徹底させる。
 - (2) 使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスに対する知識を深め、意識を高めるよう努める。
 - (3) 使用人がコンプライアンス・ポリシーを徹底出来る様、取締役が率先してコンプライアンスに対する取り組みを行うとともにコンプライアンス・プログラムにおいて使用人の法令遵守を確保する体制の構築を行う。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)
 - (1) 新たに定めるコンプライアンス・ポリシーについてグループ各社に適用し、周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス担当役員は、グループ各社のコンプライアンス体制の構築に対し積極的に協力する。
 - (3) グループ各社がコンプライアンス・ポリシーを徹底出来る様、コンプライアンス・プログラムにおいてグループ各社の法令遵守を確保する体制の構築を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第 100 条第

3項第1号)

監査役会が監査役を補助すべき使用人が必要と判断した場合は、監査役会の決定に基づき、必要な人員を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

前号の使用人に対する指揮・命令は監査役が行い、採用及び人事異動、人事評価、懲戒等については、監査役会の同意を得るものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生し又は発生する恐れのある時、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が別途定めた事項に関しては監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役及び使用人に対して、通常の業務を妨げない範囲で報告を求めることが出来、監査役が報告を求めた場合、取締役及び使用人は監査役に対する報告の義務を負う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 監査役が監査を実効的に行えるよう監査役の求めに応じ必要な環境の整備に努める。
- (2) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査業務の遂行に協力する。

「内部牽制組織、組織上の業務部門及び管理部門の配置状況、社内規程の整備状況その他内部管理体制の整備状況」

当社は、社内規程である組織規程に基づき、組織及び業務分掌並びに職務権限を決定し、更に業務分掌規程及び職務権限規程等により詳細な事項を決定し、内部牽制等が有効に機能するよう日常業務の運営を行っております。

具体的な組織体制としては、日常の管理業務及び利益計画の作成を担当する管理部と内部監査等を担当する経営企画室が連携し、事業推進を担当する部署を牽制する体制をとっております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策は、導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制に関してはリスク管理・内部統制及びコンプライアンスの徹底等と共に、継続的に取り組む所存です。

【 参考資料：模式図 】

コーポレート・ガバナンス体制の概要は次の通りです。(平成 20 年 3 月 31 日現在)

